

議案第101号

大阪市水道管路更新事業に係る実施方針に関する条例を廃止する条例案

大阪市水道管路更新事業に係る実施方針に関する条例（令和2年大阪市条例第39号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月22日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

公共施設等運営権を設定して行う水道管路更新事業の中止に伴い、同事業の実施に関する方針を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市水道管路更新事業に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、本市の水道事業において使用する配水管（以下「水道管路」という。）の更新（法第2条第6項に規定する運営等として行うものに限る。以下同じ。）に関する事業（以下「水道管路更新事業」という。）に係る法第5条第1項に規定する実施方針に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務の範囲)

第2条 大阪市水道局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる水道管路に係る業務について法第5条第1項に規定する実施方針を定め、当該実施方針（以下「本市実施方針」という。）に従い水道管路更新事業に係る公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。

- (1) 水道管路の更新に係る計画に関する業務
- (2) 水道管路の更新に係る設計に関する業務
- (3) 水道管路の更新に係る施工に関する業務
- (4) その他水道管路の更新に関する業務で局長が定めるもの

(民間事業者の選定の手続)

第3条 局長は、水道管路更新事業に係る公共施設等運営権を設定しようとするときは、当該公共施設等運営権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募に応じて水道管路更新事業に係る公共施設等運営権の設定を受けようとする民間事業者は、事業提案書その他企業管理規程で定める書類を局長

に提出しなければならない。

- 3 局長は、前項の規定により提出された書類を次に掲げる基準に照らして審査し、最も適当であると認められる民間事業者を、水道管路更新事業に係る公共施設等運営権の設定を受けるべきものとして選定する。

- (1) 前項の規定により提出された書類に記載された提案の内容が、本市実施方針に従い前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施するために適切なものであること

- (2) 前号の提案の内容を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

- 4 局長は、前項の規定により選定した民間事業者に水道管路更新事業に係る公共施設等運営権を設定したときは、その旨を公告するものとする。当該公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じたときも、同様とする。

(運営等の基準)

第4条 水道管路更新事業に係る公共施設等運営権の設定を受けた民間事業者（以下「運営権者」という。）は、自らの有する技術及び経営資源が十分に発揮され、水道管路の耐震性の向上が図られるとともに、持続可能な事業運営が行われるよう、効率的に水道管路更新事業を実施しなければならない。

(利用料金)

第5条 運営権者は、水道管路の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自らの収入として大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号。以下「給水条例」という。）第7条に規定する使用者（以下「使用者」という。）から収受するものとする。

- 2 利用料金の額は、給水条例第26条の規定（同条第4項に係る部分を除く。次項において同じ。）により算定される額に、運営権者が定める割合（以下「按分割合」という。）を乗じて得た額とする。

- 3 按分割合は、運営権者による水道管路更新事業の実施が本市の財政支出の抑制に資することとなるように、かつ、使用者が本市の水道施設の利用に係る料金として本市

及び運営権者に対して支払うこととなる金額の総額が給水条例第26条の規定により算定される額の範囲内となるように、合理的かつ明確な根拠に基づき、運営権者が定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。